

ペイシエントハラスメントに関する当院の方針

患者さん、ご家族の皆さまへ

寺岡記念病院では、患者さんやご家族からの迷惑行為（ペイシエントハラスメント）に対して、職員の安全と尊厳を守り、良好な医療提供体制を維持するため、以下の方針を定めています。

○ペイシエントハラスメントとは

患者さんやご家族から、職員に対して行われる社会通念上不相当な言動や要求等により、職員の就業環境が害される行為を指します。

○具体的な迷惑行為の例

- ・暴力、暴言、脅迫等の身体的、精神的な攻撃
- ・職員への執拗な質問や責任追及
- ・医師や看護師等、病院職員の指示に従わない行為
- ・居座りや器物破損等、病院業務を妨げる行為
- ・SNS、インターネット上で、当院や職員に対する誹謗中傷、個人情報への投稿等を行う行為
- ・電話での迷惑行為（怒鳴る、過度な要求を繰り返す、必要以上に長時間通話を続ける等）
- ・院内での無断録音、無断撮影等、他の患者さんや職員のプライバシーを侵害する行為
- ・職員に対する性的な言動、つきまとい、不必要な身体接触等のセクシャルハラスメント行為

これらの行為は、他の患者さんへの診療に支障をきたすため、当院では容認いたしません。

○当院の対応方針

- ・現場では冷静かつ毅然と対応し、必要に応じて記録、報告を行います。
- ・職員の安全と尊厳を守るため、録音や記録を行う場合があります。
- ・ハラスメント行為が認定された場合、診療の制限、退院、院内への立入禁止等の措置を講じることがあります。
- ・悪質な場合には、警察への通報や法的措置（損害賠償請求等）を検討します。

○院内体制

- ・職員向けの研修を年1回実施しています。
- ・メンタルヘルスケアや産業医による支援体制を整備しています。

○患者さん、ご家族へのお願い

安全で適切な医療を継続して提供するため、医師や職員の指示、病院のルールにご理解とご協力をお願いいたします。

皆さまのご協力を心よりお願い申し上げます。

2026（令和8）年7月
寺岡記念病院